

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)について

1 概要

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備することを目的に、月一定時間(月 10 時間)のなかで保護者の就労要件などにかかわらず生後 6 か月～2 歳のこどもを預かる制度。

保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育施設に通っていないこどもが対象。

こどもの預かりのほか、面談を通じて、保育士から保護者へ子育てに関するアドバイスや相談対応を行う。

2 実績

	実施施設数	延べ利用者数
R6 試行実施 (9月～)	12 施設	15 名
R7 本格実施 (6月末時点)	9 施設	2名
(参考)R6 一時預かり事業	272 施設	17,417 名

○利用者の声(令和6年度利用者アンケートより、回答者2名)

試行的事業の利用方法	不定期で自由に利用した	定期的に利用した
利用した感想	どちらともいえない	よかった
上記の理由	一時預かりの利用時間と金額を比較して安いときに利用できたのは良かったが、自由に通園ではなく預かってもらえる日に予約して利用だったので <u>一時預かりとの違いを感じられなかった。</u>	定期的に利用することでクラスの子が覚えてくれて、関わりが増した。模倣する力がつき、家だけではやる気のでなかった食具への関心をもち <u>食事場面での成長が大きくみられた。利用による発達の促進がみられた。</u>

3 令和8年度以降の対応

令和8年度からは子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度により全国の自治体で実施。

資料4(参考)

乳児等通園支援事業と一時預かり事業について

【事業者】

事業名	対象児童	利用時間	利用料金	予約方法	受け入れやすさ	併用	事務処理
乳児等通園支援事業	6か月～2歳	月10時間	300円/時間 +給食費・雑費等	保護者から直接受付 (電話またはメールなど) 総合支援システムから受付 (こども家庭庁所管)	保護者と相談しながら利用日を 決める。	利用者から希望があれば、 一時預かりと併用は可能。例 えば、乳児等通園支援事業 の月10時間利用を超えた場 合には一時預かりの制度の 利用へ切り替える、など。	<ul style="list-style-type: none"> ・予約の受付 ・利用者数の実績報告 ・利用料の授受等 ・支援計画の作成 ・月10時間の上限管理
一時預かり	就学前児童	月14日	4時間以内900円 4時間超1,800円 +給食費・雑費等	保護者から直接受付 (電話またはメールなど)	定員に空きがあれば利用可 能。ただし保護者の希望日に利 用ができない場合もある。		<ul style="list-style-type: none"> ・予約の受付 ・利用者数の実績報告 ・利用料の授受等

【利用者】

事業名	対象児童	利用時間	利用料金	予約方法	使いやすさ	併用
乳児等通園支援事業		同上		施設へ直接連絡 (電話またはメールなど) 総合支援システムへ申込 (こども家庭庁所管)	施設と相談のうえで毎月、定期 的(不定期)な利用日を決め る。	同上
一時預かり				施設へ直接連絡 (電話またはメールなど)	事前予約にて利用日を決め る。ただし希望日に利用ができ ない場合もある。	

【市町村(幼保運営課)】

事業名	財源	事務処理
乳児等通園支援事業	地域子ども・子育て支援事業補助金※ (負担割合は国4分の3、市4分の1)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設から利用者数の報告受付 ・交付金の実績報告 ・対象となる児童の認定 ・月10時間を超えた利用がないかの確認 など
一時預かり	子ども・子育て支援交付金 (負担割合は国・県・市で3分の1ずつ)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設から利用者数の報告受付 ・交付金の実績報告 など

※:R7は一時預かり事業と同様に子ども・子育て支援交付金となる予定、R8以降は財源未定